

第 1 回 龍郷町農業委員会定例総会 議事録

令和 7 年 1 月 23 日（木） 第一会議室 9:30～

○ 議題

議 長	（岡山 会長） おはようございます。 本日の出席委員は 9 名中 9 名で定数に達しておりますので会は成立です。 ただいまから、令和 7 年第 1 回龍郷町農業委員会定例会を開催します。 これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程はお手元にお配りした通りです。
《日程第 1》	
議 長	（岡山 会長） 議事録署名委員の指名を行います。 本定例会の議事録署名委員は、会議規則第 42 条の規定によって、1 番 飯田圭太郎委員、及び 2 番 柳東洋男委員を指名いたします。
《日程第 2》	
議 長	（岡山 会長） 諸般の報告を行います。 諸般の報告については、活動記録簿の提出をもって、報告とします。 なお、本会議において、特別に報告が必要な場合があれば、《日程第 5》その他で発言をお願いいたします。
《日程第 3》	
議 長	（岡山 会長） 議案第 1 号「龍郷町農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題とします。 議案第 1 号 1 番について、事務局より議案の朗読及び説明をお願いいたします。
事 務 局	（満尾 次長） 議案第 1 号の議案書をご覧ください。 龍郷町農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、1 議案 1 件です。 龍郷町長より農業委員会の意見を求める件です。

	龍郷町農業振興地域整備計画の変更に係る意見について 令和 7 年 1 月 23 日提出
事 務 局	(満尾次長) この除外の申請につきましては農振の担当者であります農林水産課の森山課長補佐から説明のほどよろしくお願いします。
議 長	(岡山 会長) 次に、龍郷町農業振興地域整備計画を所管する役場農林水産課担当職員より検討結果について説明をお願いします。
農林水産課	(森山 課長補佐) 1 番 農振区分「除外」、変更しようとする土地の所在「龍郷町大勝字蘇鉄当 606 番の一部」、現況地目「田」、筆数「1 筆」、面積「1,300 m²のうち 74.87 m²」、変更後の用途「通路用地」、補助事業との関連「なし」 説明します。 申請地は、西側に公衆用道路（町道）に接し、東側は河川、北側及び南側は農地である。申請人が購入した土地が囲繞地ようになっており、通路を確保するために当該農地の一部を利用し通行する必要があることから申請することとなった。 申請除外面積は過大とは言えず、農用地の集積・集団化の目標達成に支障は少ないと考えられる。生産性の高い農地であるとは言えないこと、現に利用権設定がなされていないため、今後も影響するものではないと思われる、除外はやむを得ないものと考えられる。 以上で、議案第 1 号 1 番に朗読並びに説明を終わります。
議 長	(岡山 会長) ただ今の説明に関連して、大勝地区代理委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
8 番	(岡山 委員) 議案第 1 号 1 番について、令和 7 年 1 月 16 日、申請人・代理人〇〇氏・計 7 名、立会いのもとに議案表示の土地について、現地調査をいたしましたので報告いたします。 変更について、意見が求められている 大勝字蘇鉄当 606 番の一部については、平成 13 年に指定を受けたのですが、指定後 26 年を経過した今日、立地条件、地域経済事情にも変動が見受けられます。 ご審議くださるようお願い申し上げ報告といたします。
議 長	(岡山 会長)

		次に、事前協議の内容及び結果について担当委員から説明をお願いします。
7	番	(恵島 委員) 議案第1号1番について、令和7年1月16日、会長・事務局・協議担当者 3番 重山委員と恵島の6名により、協議したことについて、担当恵島が報告をいたします。 除外目的について、譲受人 (株)〇〇は、通路として活用するため、近隣の雑種地を2回ほど交渉しましたが、折り合いが合わなかったため断念した。資力・信用性について、認定農業者であり、福祉事業をやっています。申請面積・周辺農地の支障・確実性について、協議では、適当であると判断しました。以上を事前協議の結果として報告いたします。
議	長	(岡山 会長) ありがとうございました。これより質疑に入ります。 ただ今の説明について、質疑のある方は挙手願います。
2	番	(柳 委員) 2メートル×4メートルの橋をかけるようになっているが、どのような物か。
農林水産課		(森山 課長補佐) コンクリート製の幅8m20cm、厚みが300mmの床版となっています。
2	番	(柳 委員) 橋をかける申請はどのようになっているのか
農林水産課		(森山 課長補佐) 今回は町役場の建設課が申請課となっている。
議	長	(岡山 会長) 他に、質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。それでは採決します。 議案第1号1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 挙手全員です。 したがって、議案第1号1番は原案のとおり承認することに決定いたしました。
議	長	(岡山 会長) 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし

	ます。 議案第 2 号 1 番について、事務局より議案の朗読及び説明をお願いいたします。
事 務 局	(満尾 次長) 議案第 2 号の議案書をご覧ください。 農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 議案 1 件です。 農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。 令和 7 年 1 月 23 日提出
事 務 局	(満尾 次長) 1 番 農地の所在、「龍郷町幾里字大里 524 番 1」、地目 登記簿「畑」現況「田」、農振区分「農用地区域内」、次に「龍郷町幾里大里 525 番 1」、地目 登記簿・現況ともに「田」、農振区分「農用地区域内」、合計面積「1,479 m²」、権利種別「無償移転」、譲渡人「〇〇氏 大阪市生野区〇〇」、譲受人「〇〇氏 龍郷町秋名〇〇」 説明します。 申請人は、農地拡大のために農地を取得しようとするもので、営農計画書には黒米、かぼちゃを栽培し将来の年間販売計画は 1 0 0 万円程度の売上を計画しています。 以上で、議案第 2 号の朗読並びに説明を終わります。
議 長	(岡山 会長) ただ今の説明に関連して、幾里地区代理委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
7 番	(恵島 委員) 議案第 2 号 1 番について、令和 7 年 1 月 16 日代理人〇〇氏・計 6 名、立会いのもとに議案表示の土地について、現地調査ならびに関係人からの聴き取りをいたしましたので報告いたします。 譲受人〇〇氏は、譲渡人〇〇氏から農地拡大のため、農地法の権限に基づく農地の所有権移転をしようとするものであります。 許可申請に必要とする添付書類等については、議案に示されています。ご審議くださるようお願い申し上げ報告といたします。 なお、譲渡人と譲受人は、母方が親戚関係です。又、山林は龍郷町へ寄付するとのことでした。
議 長	(岡山 会長)

		次に、事前協議の内容及び結果について担当委員から説明をお願いします。
3	番	(重山 委員) 議案第2号1番について、令和7年1月16日、会長・事務局・協議担当者 7番 恵島委員と重山の6名により、協議したことについて、担当重山が報告をいたします。 転用目的について、譲渡人 ○○氏から譲受人 ○○氏へ、贈与のため譲り受けるものです。信用性について、現在も黒米とかぼちゃを栽培とのことである。申請面積・周辺農地の支障・確実性について、協議では、適当であると判断しました。以上を事前協議の結果として報告いたします。
議	長	(岡山 会長) ありがとうございました。これより質疑に入ります。 ただ今の説明について、質疑のある方は挙手願います。
6	番	(西田 委員) 担当地区であったが代理委員にお願いしたところであるが、この申請地について、黒米は栽培できるような田んぼになっているのか。写真で見る限りでは畑のように見えるが。
7	番	(恵島 委員) 本人はかぼちゃを栽培、黒米を栽培、ということで説明を受けている。
6	番	(西田 委員) 3条申請で、農地規模拡大ということは理解できるが、この土地が田んぼに適しているかどうかと思う。
議	長	(岡山 会長) 他に、質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。それでは採決します。 議案第2号1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 挙手全員です。 したがって、議案第2号1番は原案のとおり承認することに決定いたしました。
議	長	(岡山 会長) 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。

	議案第3号1番について、事務局より議案の朗読及び説明をお願いいたします。
事務局	(満尾 次長) 議案第3号の議案書をご覧ください。 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1議案1件です。 農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。 令和7年1月23日提出
事務局	(満尾 次長) 1番 農地の所在、「龍郷町大勝字蘇鉄当 606 番」、地目 登記簿・現況ともに「田」、農振区分「農用地区域内」、面積「1,300 m²のうち 74.87 m²」、権利「所有権移転」、譲渡人「〇〇氏 龍郷町大勝〇〇」、譲受人「(株)〇〇 龍郷町大勝〇〇」、転用目的「道路」 説明します。 申請者は、農福連携を図る障がい者就労支援施設の代表であり、年々利用者が増えることにより事業所が手狭になってきたことから新たに敷地を確保したがそこまでの通路が必要なため今回建設するものであります。 申請地の西側は公衆用道路に接し東側は河川、北側及び南側は農地となっている。通路として使用する面積として過大とは言えなく、また、現に利用権設定がされていないため、認定農業者等が目指す安定的農業経営や農用地の集団化がそこなわれているとは考えにくく今後も影響するものではないと考えられる。 なお、この申請地は第1号議案で農振除外の申請もしており意見を求めたところであります。 以上で、議案第3号の朗読並びに説明を終わります。
議長	(岡山 会長) ただ今の説明に関連して、大勝地区代理委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
8番	(岡山 委員) 議案第3号1番について、令和7年1月16日、申請人〇〇氏・代理人〇〇氏・計8名、立ち合いのもとに聴き取りをいたしましたので報告いたします。 譲受人 (株)〇〇は、譲渡人〇〇氏から通路及び橋建設のため、農地法の権限に基づく農地の転用をしようとするものであります。

		許可申請に必要とする書類等については、議案に示されています。 ご審議くださるようお願い申し上げ報告いたします。
議	長	(岡山 会長) 次に、事前協議の内容及び結果について担当委員から説明をお願いします。
7	番	(恵島 委員) 議案第3号1番について、令和7年1月16日、会長・事務局・協議担当者 3番 重山委員と恵島の6名により、協議したことについて、担当恵島が報告をいたします。 転用目的について、譲受人 (株)〇〇は、近隣の雑種地でアロマオイルの加工場、機械倉庫、園芸用ハウスの複合施設を計画しています。資力・信用性について、認定農業者であり、福祉事業をやっています。申請面積・周辺農地の支障・確実性について、協議では、適当であると判断しました。以上を事前協議の結果として報告いたします。
議	長	(岡山 会長) ありがとうございました。これより質疑に入ります。 ただ今の説明について、質疑のある方は挙手願います。 質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。それでは採決します。 議案第3号1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 挙手全員です。 したがって、議案第3号1番は原案のとおり承認することに決定いたしました。
議	長	(岡山 会長) 議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。 本日配布しています総括表に記載されているとおり3件です。事務局より議案の朗読並び説明をお願いいたします。
事	務	(碓山 係長) 議案第4号の議案書をご覧ください。 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の決

		定について意見を求める。 令和 7 年 1 月 23 日提出 今月の利用権の設定は、賃貸借 3 件、5 筆、15,486 ㎡です。 議案書及び利用権設定明細に、借り人、貸し人、地目等詳細を記載していますので、お目通しください。 以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第 4 号の朗読並びに説明を終わります。
議	長	(岡山 会長) これより質疑に入ります。 ただ今の説明について、質疑のある方は挙手願います。 質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。それでは採決します。 議案第 4 号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 挙手全員です。 したがって、議案第 4 号は原案のとおり承認することに決定いたしました。
《日程第 4》		
議	長	(岡山 会長) 協議事項に入ります。協議すべきことはありませんか。 ・なし
《日程第 5》		
議	長	(岡山 会長) その他について何かございませんか。
事 務 局		(碓山 係長) ・公共事業に係る一時利用、誓約書について説明
議	長	(岡山 会長) 他に、ございませんか。 なければ以上でその他を終わります。
議	長	(岡山 会長) これで、本日の日程はすべて終了いたしました。 会議を閉じます。 令和 7 年第 1 回龍郷町農業委員会定例会を閉会します。

お疲れ様でした。

閉会 午前 10 時 42 分